

重層的支援体制整備事業 孤独・孤立対策推進法 について

令和6年3月14日(木)

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課

重層的支援体制整備の社会背景（1）

○日本の福祉制度

- ・属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け発展
 - ・既存の制度の対象となりにくい(狭間)ケース、課題ごとの対応に加えて課題全体を捉えて関わっていくことが必要な複合化ケース
- かつては、血縁・地縁・社縁などの機能により受け止められていた

・未婚化・晩婚化、高齢化の進行、地域のつながりの希薄化、非正規雇用の増加など前提となる日本社会の在り方が変化したことに伴い、従前の対象者ごとの支援体制だけでは人々のもつニーズへの対応が困難となっている。

⇒「包括的(重層的)支援」を実現するため、平成29年社会福祉法の改正により、包括的な支援体制整備の努力義務が規定され、令和3年度にモデル事業であった重層的支援体制整備が法定化された。

重層的支援体制整備の社会背景（2）

	これまでの福祉	包括的支援体制の目指すもの
目標・ケースの受け止め方・アセスメント	<ul style="list-style-type: none">・対象者が表明する困りごとに対応・対象者が相談窓口に来ることを、待つ・対象者が訴える直接的・具体的な課題をニーズと捉え「聞く」	<ul style="list-style-type: none">・対象者や対象世帯が自律的な生活を送ることが出来る・生活課題を抱えるケースを見つけに行く・必要に応じて、世帯全員の生活課題・経緯・背景を把握する
支援の調整方法	<ul style="list-style-type: none">・所掌する範囲内で制度福祉につなぐ	<ul style="list-style-type: none">・世帯の生活課題を包括的に支援するため、多岐にわたる支援を調整する
伴走支援	<ul style="list-style-type: none">・上記の流れで支援やサービスを受けることに合意している人を主対象としていることから、必要性は低い	<ul style="list-style-type: none">・課題を緩和しながら、長期に関わる場合は特に、ライフステージや状況の変化に応じた柔軟な支援を行う必要があるケースでは必要性が高い

重層的支援体制整備の社会背景（3）

○包括的支援体制の目指すもの 役所の立場から考えると

■目標・ケースの受け止め方・アセスメント・・・周囲の住民からの訴えから支援に結びつけることが難しいケースも多くある、相談を待っているだけでは、社会的な課題となっているケースが見つからず、または具体的な訴えではなく、実際の支援に繋げることが難しいケースもある

（必要なこと）

・「待つ」ではなく「見つけに行く（アウトリーチ）」

・訴えのみならず必要に応じて背景等を把握する

（メリット）

・対象者や対象世帯が自律的な生活を送ることが出来る

（課題）

・特定分野のサービス・制度窓口では、対処しきれない可能性が高いことで、対象者の世帯に踏み込むことを躊躇。

重層的支援体制整備の社会背景（４）

○包括的支援体制の目指すもの 役所の立場から考えると

■伴走支援・・・課題を緩和しながら、長期に関わる場合

（必要なこと）

・ライフステージや状況の変化に応じた柔軟な支援

→インフォーマルサービス以外も組み合わせて、行政以外との主体とも連携しながら、支援体制の構築

（メリット）

行政が「組織」として対応することで、一つの課、一つの担当者にかかる負荷が軽減されることにもつながる。

（課題）

そこに至るまでの「調整」→「組織を含めた体制作り」→「地域との連携」が課題となる。

※逆にこのプロセスにより、庁内の連携、外部との連携、ケース支援の充実、社会資源の創出につながっている例も。

重層的支援体制整備の社会背景（5）

（参考）

重層的支援体制整備事業の位置づけ

地域共生社会の実現

- 制度・分野ごとの『**縦割り**』や「**支え手**」「**受け手**」という**関係を超えて**、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

社会福祉法第4条（抜粋）

- 地域福祉の推進**は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「**地域生活課題**」という。）を**把握**し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関・・・との**連携**等によりその**解決**を図る

社会福祉法第106条の3（抜粋）

市町村は、地域住民等と支援関係機関による**地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題に向けた支援が包括的に提供される体制を整備**するよう努めるものとする。



社会福祉法第106条の4（抜粋）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため・・・重層的支援体制整備事業を行うことができる。

重層的支援体制整備の柱

相談支援

- ・介護、障がい、子ども、困窮などの相談支援を一体として実施。
- ・関係機関の役割や関係性の調整。
- ・支援が届きにくい相談者へアウトリーチにより伴走支援。

重層的支援体制整備事業

参加支援

- ・本人のニーズと地域資源との間を取り持つ支援。
- ・必要な資源を開拓し、地域社会とのつながりを回復する支援。

地域づくり

- ・住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所づくり
- ・多世代交流や多様な活躍の場を生み出すコーディネート

重層的支援体制整備の要件（1）

社会福祉法第106条の四に規定。以下①～⑤に掲げる事業を一体的に行うこととされている。

（要件を満たすと一定の国の財政的支援）

⇒ **重要なのは要件の型ではなく包括的な支援を行うというマインドを持って事業を考えるプロセスとその後のPDCA**

区分	内容
相談支援	①包括的相談支援事業 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者に対する相談を一体的に行う（同じ場所にある必要はなく調整役を置くことなどにより対応することも可）
	②多機関協働事業 複合課題を抱える相談者に関係する支援機関との関係を調整する
	③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 支援が必要な人に適宜、訪問によって支援を届ける
参加支援	④参加支援事業 ひきこもりの方に社会参加の機会を提供する、など高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者にあてはまらない課題を抱えた方に対して社会とのつながりを回復する支援を行う
地域づくり	⑤地域づくり事業 介護、障がい、子ども、困窮の方に対して交流の場などを確保する

重層的支援体制整備の要件（2）

○よくある誤解

①新しい窓口設置・事業を行えばよい

→これまで培ってきた**専門性**や**既存の資源**を活かす。

②「先行事例」を同様に導入する

→「先輩事例」はありますが、「先行事例」はありません。**地域の実情に応じた取組を行う**ことが大切です。

③今の複雑・複合ケースの解決のみに主眼をおく

→複雑化・複合化させないよう、**予防的観点を持つ**ことも大切です。

④重層的支援体制整備事業（交付金）だけで地域共生社会を考える

→重層交付金関連事業だけでの実現は困難です

重層的支援体制整備のメリット（1）

■連携体制

○横の連携がよくなった、仕事がしやすくなった

→「重層」の形をとることで様々な職種の人を呼ぶことができるようになり、担当が孤立しない・心理的に負担感が減る

○窓口がわかりやすくなる

→お互いにどこと連携をするのか理解が深まる

○トラブルの未然防止

→多角的な視点により、リスクある家庭が見えやすくなる、早期対応が可能になる

■情報共有

○支援に必要な個人情報個人同意なく関係者で共有できる

→事例検討のハードルが下がる

■財政支援

アウトリーチ支援、多機関協働事業に対する国・県3/4補助など

重層的支援体制整備と孤独・孤立対策

○孤独・孤立の問題は制度の狭間や複合的課題であるケースが多い
→重層的支援体制の整備により、孤独・孤立対策の促進にもつながる

例えば

・8050・ヤングケアラーなど社会的孤立にある方について、高齢者の家にひきこもりがいることを高齢者担当が気づいたときひきこもり担当につなげるなど潜在している課題の把握と対応がとれるようになる。

・世帯への訪問による調査でひきこもり状態等既存制度にあてはまらない課題のある方を把握し、継続的な支援につなげることができる。

・社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースの方と、社会とのつながりを作る対応が可能となる。

→重層的支援体制整備によって、**孤独・孤立状態にある方により近い市町村の相談・支援能力が向上することが孤独・孤立対策を推進する上で非常に重要。**

鳥取県のサポート体制

■「包括的支援体制整備推進員・推進チーム」の設置

地域力強化等について、個々の市町村に応じた支援を行うことにより、県内市町村における福祉の包括的支援体制の整備を推進することを目的として、以下の業務を行う。

(1) 包括的支援体制整備支援業務

包括的支援体制を整備しようとする市町村に対し、ノウハウの助言、具体的課題の解決方策の検討、人材育成研修等を通じ、実践的サポートを行う。

(2) 包括的支援体制整備のための地域力強化支援業務

住民相互の支え合い機能の強化、生活課題の早期発見と支援へのつながり、地域での見守り体制の強化、居場所等支え合いの場の拡充等の地域力強化について、アイデア出し、情報提供、ノウハウの助言等を通じ、市町村の取組へのサポートを行う。

■未実施市町村への個別訪問

県にて個別市町村の事業実施状況を把握し、地域の実情に合わせた個別訪問勧奨を行う。

県内の重層的支援体制整備事業の実施状況

(参考)

令和5年度時点では5市町村が重層的支援体制整備事業を実施
令和6年度には4町の新規実施により、合計9市町村が実施予定。

開始時期	市町村
令和3年度	北栄町
令和4年度	鳥取市、米子市、智頭町
令和5年度	倉吉市
令和6年度(予定)	八頭町、湯梨浜町、琴浦町、江府町

参考ウェブサイト

■三菱UFJリサーチ&コンサルティング

- ・重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック
- ・重層的支援体制整備事業を検討することになった人、始めてみたけどなんだかうまくいかない人にむけたガイドブック

https://www.murc.jp/houkatsu_09/

■重層的支援体制整備事業について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyou/>

「孤独・孤立対策推進法」について（1）

○法施行前の国の動き

- ・政府において、令和3年2月に内閣官房孤独・孤立対策担当室を設置。
- ・孤独・孤立対策の重点計画の策定及び改定、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査、国における官民連携体制の構築、地方における官民連携体制のモデル構築、一元的な相談支援体制の試行など、孤独・孤立対策を進める上で基礎となる政策基盤や体制の整備を行ってきた。
- ・孤独・孤立対策を現在のモデル開発や試行の段階から本格実施の段階へと進めていくため、国及び地方における安定的・継続的な推進体制を整備することが必要であり、それを目的として、孤独・孤立対策推進法案を提出し、国会審議の上、法が成立。

「孤独・孤立対策推進法」について（２）

○法に基づく孤独・孤立対策の趣旨

・福祉制度など既存の各種支援施策は、具体的に起こる問題に対応する、いわゆる「課題解決型の支援」に重点が置かれているものである一方、孤独・孤立対策は、こうした対応に加え、さらなる問題に至らないようにする「予防」の観点からの取組が重要。

・以下三点を基本理念とし、孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであり、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたるという前提の元、当事者や家族等の状況に応じた多様なアプローチや手法により対応することが求められる。

(1)孤独・孤立双方への社会全体での対応

(2)当事者や家族等の立場に立った施策の推進

(3)人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

・このため、孤独・孤立の当事者や家族等が支援を求める声をあげやすく、周りの方が当事者への気付きや対処をできるための環境整備、日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりなどに取り組む。

「孤独・孤立対策推進法」について（3）

○国・地方公共団体の責務

- ・法第3条に基づき、国については、孤独・孤立対策に関する施策の策定・実施の責務を有するものとされている。
- ・法第4条に基づき、地方公共団体については、その区域内における施策の策定・実施の責務を有するものとされている。この規定により、地方の役割が明確になり、地方における取組が広がることを期待されている。
- ・地方公共団体が効果的・効率的に施策を推進するため、地域の実情に合わせ、例えば、広域的な地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置や広域調整は都道府県が行い、孤独・孤立対策地域協議会の設置や当事者等へのきめ細かな支援は基礎自治体で行うといった役割分担を行うことなども考えられる。

「孤独・孤立対策推進法」について（４）

○協議の促進等(プラットフォームの設置について・1)

・孤独・孤立の問題に対しては行政単独やNPO等の支援機関単独では対応が困難な実態があることを踏まえ、地方においても様々な関係者が相互に連携し、協働して、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進を図る官民連携体制を構築すべく、「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の推進を行う必要がある。

・「プラットフォーム」の設置主体は行政であるが、参画する関係機関等が実施してきた社会課題解決の経験から行政が学ぶこともあり、官民間わす共通した社会課題に取り組む立場として各団体間で自立的な協力関係を構築する状態を実現する必要があることから、「プラットフォーム」の最も重要な特徴は、参画する関係機関等が対等に相互につながる「水平的連携」を目指すもの。

・孤独・孤立に係る環境整備や居場所づくりにおいては、様々なライフステージや属性の者がいずれも取り残されることのないよう、その支援の主体は分野を超えた多様性が求められる。官・民の連携基盤の形成に当たっては、官・民それぞれの取組の裾野を広げるとともに、連携に参画する民の主体の多元化を図ることが重要。

「孤独・孤立対策推進法」について（5）

○協議の促進等（プラットフォームの設置について・2）

他法に基づき地方公共団体に設置された会議体等において、各政策に関する地域課題の共有、関係者間のネットワークづくり等を行っている場合、こうした既存の会議体に機能を追加することで地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを立ち上げる方法、また、既存の会議体をプラットフォームに組み込んで、分科会という形で開催することも考えられる。

例) ・障害者総合支援法に基づく(自立支援)協議会

- ・社会福祉法に基づく支援会議
- ・生活困窮者自立支援法に基づく支援会議
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会
- ・児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会
- ・介護保険法に基づく地域ケア会議
- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援協議会
- ・地域自殺対策プラットフォーム、自殺対策に係る連絡調整会議
- ・ひきこもり支援プラットフォーム
- ・就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム
- ・第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく協議会

「孤独・孤立対策推進法」について（6）

○孤独・孤立対策地域協議会

・地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、個々の当事者等への具体の支援内容について協議する「孤独・孤立対策地域協議会」の設置が努力義務となっている。

<協議会設置の意義>

- ① 孤独・孤立対策や既存の制度による支援につながっていないが、支援が必要と思われる相談者を早期に発見することができる。
- ② 既存の制度による支援につながっているが、孤独・孤立の観点の支援を行うことで、当事者等の課題の解決が促進される可能性がある。
- ③ 相談があった者に対する支援のあり方について多角的に議論でき、多様なアプローチによる支援を可能とする。
- ④ 各構成機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。
- ⑤ 情報の共有化を通じて、それぞれの構成機関等の間で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
- ⑥ 構成機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができ、支援を受ける人やその世帯にとって適切なタイミングでよりよい支援が受けやすくなる。
- ⑦ 構成機関等が分担をしあって個別の事例に早期に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かちあうことができる。

「孤独・孤立対策推進法」について（7）

<取扱う事例>

・地方自治体や民間の支援団体の相談窓口を訪れた者、構成機関等が日常的な業務を行う中で孤独・孤立の問題があり得ると把握した者のうち、孤独・孤立の状態となるおそれのある者や孤独・孤立の状態であることが疑われる者に対しては、原則、構成機関等から、地域の居場所や活用できるサービスを紹介することや、あらかじめ協議会の構成機関等に当該者の情報を共有することについての本人の同意を得た上で、協議会で情報共有や支援の内容を協議の上、支援を行うこととする。

ただし、一部のケースにおいては、本人の同意を得ずに当該者の個人情報や協議会の構成機関等に共有し、情報共有の要請やその要請に基づく他の構成機関等からの情報共有、支援の内容を協議することが可能となる場合もありうる。

<構成機関等>

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参加する関係機関のうち、地方自治体の中で当事者等への専門性の高い支援を行う関係機関、社協、社会福祉法人、当事者等を支援するNPOなど、特に個々の当事者等への支援に関係する各種団体等

「孤独・孤立対策推進法」について（8）

<構成機関の役割>

- ・日常業務の中で把握した孤独・孤立の状態に（なるおそれの）ある者に対して、まずは地域の居場所や活用できるサービスを照会する。※支援を押しつけないようにすることに留意
- ・原則は対象者の同意を得た上で情報の共有を図り、関係者間で共通の問題意識や役割分担について共通理解を得ることとし、場合によっては継続した見守り、情報集約の上支援方針の明確化を行う。

■ガイドライン

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/suisinhou/suisinhou.html>

孤独・孤立対策推進法の施行について（通知）（令和6年2月2日府孤準第8号）

孤独・孤立対策地域協議会の設置及び運営に関するガイドラインの策定について（通知）（令和6年2月2日府孤準第9号）

「孤独・孤立対策推進法」について（9）

＜他の会議体の活用・連携＞

他法に基づき地方公共団体に設置されている個々の支援対象者に関する会議に機能を追加する、または既存の会議対と一体で開催することも考えられる。特に、重層的支援体制整備の支援会議が設置されている場合は、この会議対の活用や、今後の設置を検討している場合は、セットで立ち上げることも有力な選択肢。

- ・社会福祉法に基づく支援会議
- ・生活困窮者自立支援法に基づく支援会議
- ・介護保険法に基づく地域ケア会議
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会
- ・児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会
- ・障害者総合法に基づく(自立支援)協議会
- ・消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく支援調整会議
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく協議会

米子市の重層的支援体制への取組について

米子市福祉保健部福祉政策課 末次

	米子市	国等
平成30年	米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の設置	
令和元年	2地区（義方、啓成）をモデル地区として「地域力強化推進事業」を開始（委託）	<p>地域共生社会推進検討会の設置</p> <p>地域共生社会推進検討会「最終とりまとめ」を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）対人支援における「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」 （2）「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的実施 （3）包括的支援体制の構築に向けたプロセス （4）包括的支援体制の整備促進のための基盤
令和2年	米子市地域“つながる”福祉プラン（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）策定	<p>改正社会福祉法の公布</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）地域福祉推進に向けた地域住民の参加と共生する地域社会の実現【4条】 （2）包括的な支援体制の整備と関連施策との連携【6条】 （3）重層的支援体制整備事業【106条3】
令和3年	重層的支援体制整備事業への移行準備事業の開始	改正社会福祉法の施行
令和4年	<p>重層的支援体制整備事業の開始</p> <p>総合相談支援センター「えしこに」を開設</p>	

米子市
「地域福祉計画」

米子市社会福祉協議会
「地域福祉活動計画」



広い世代の意見を取り入れるためのワークショップ
・未成年の部 ・若者から中間年齢層の部 ・多世代交流の部



『米子市地域“つながる”プラン』

令和2年3月策定

目指すべき将来の地域福祉の姿を掲げ、その実現のための具体的な取組を定めた計画



▶日本全体の問題：人口減少、少子高齢化

▶地域単位での問題

・生活スタイルの多様化、個人主義傾向の強まり

➡ 住民同士のつながりが希薄化し、支え合いの機能が弱まってきている

・核家族化や単身世帯の増加

➡ 子育てや介護に不安を抱える人が増加



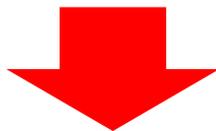
引きこもり、貧困、虐待、DVなど
様々な要因が絡み合って問題が複雑化



既存の福祉制度だけでは解決
が難しい

生活福祉課題が複雑化・複合化している方への支援

- ◆ ひとつの福祉分野のみでは対応が難しい
- ◆ 既存の福祉制度だけでは対応が難しい



様々な分野の支援者が重なり合うように支援を行う重層的支援体制が必要！！

総合相談支援センター「えしこに」の開設

複雑になっている生活福祉課題に対応するため、障がい者、高齢者、子どもや生活困窮など、これまでの福祉分野にとらわれない、あらゆる相談を受け止め、関係機関との協働による支援の拠点として、米子市ふれあいの里地域包括支援センターを基盤に令和4年4月11日に開設。

開設場所

福祉保健総合センター「ふれあいの里」 1階

開所時間

8：30～17：15（土日祝日除く。）

職員

26名

（令和6年1月16日時点）

センター長 1名
総合相談支援員 3名
一般事務職員 2名

相談員、介護支援専門員、事務員
（元ふれあいの里地域包括支援センター職員、出向）20名

総合相談支援センター「えしこに」の主な取組

分野を問わない相談支援

チーム支援のコーディネート

制度の狭間への支援

「断らない相談」対応

人材の育成・発掘

分野を問わない相談支援

どこに相談していいか分からない福祉相談を分野問わず受け止める

◇ 相談件数（令和4年度）

年間 **499** 件

◇ 相談内容

独居、病気（うつ、依存症等）、ゴミ屋敷、ひきこもり、家族関係、介護、近隣トラブル、生活困窮、就労、住居、障がい、成年後見、保証人問題、虐待・DV 等

チーム支援のコーディネート

複雑な課題を抱える世帯を支援するため、支援者間のチーム形成や役割調整、後方支援を行う

◇ 「米子市重層的支援会議」の開催数（令和4年度）

年間 **27** 回

年間ケース数 **44** 件

米子市重層的支援会議とは・・・

本人やその家族を含む様々な支援関係者が参加し、支援方針や支援の役割分担を行うほか、制度の狭間等の課題を話し合う会議

◇ 「米子市重層的支援会議」で取り上げた内容

- ・ 支援を自ら求めない方へどのように支援するか
- ・ ひきこもりの方
- ・ 居所がゴミ屋敷となっている方
- ・ 動物を多頭飼育して管理できない方 など

制度の狭間への支援

どの行政制度・支援にも当てはまらない方を支援するため、制度の間を埋める仕組みを創出する

◇ 検討した制度の狭間の課題

- ・ ゴミ屋敷やひきこもりの方への支援
- ・ 障がいではないが、生きづらさを抱える人への支援
- ・ 18歳を超えた若者への支援 等

「断らない相談」対応

市役所の各相談窓口で、『相談を受け止め、相談者の背景や主訴を聞く』断らない相談対応を行う

◇ 「断らない相談」の取り組み

- ・ 米子市役所の「断らない相談」対応の徹底
- ・ 「断らない相談」の研修の実施
- ・ 各課の「断らない相談」担当者とのミーティング

人材の育成・確保

地域での支え合い活動や福祉支援を行う人材の育成・確保するために研修等を行う

◇ 「人と地域とつながる研修」の実施（令和4年度）

延べ**95**名（市民33名、専門職等62名）

人と地域とつながる研修とは・・・

地域での支え合い活動や福祉支援をする力をつけるための研修。基礎コース、対人援助コース、重層的支援力強化コースで構成される。

◇ 「人と地域とつながる研修」修了者へのフォローアップ

人と地域とつながる研修の修了者を対象に、フォローアップ研修の実施や、手の届く範囲でできる活動を実際に行っている。

北栄町における包括的支援体制整備の取組み

令和6年3月14日・令和5年度市町村・支援機関連携強化研修会

北栄町福祉課

生活支援室室長（社会福祉士）松嶋まゆみ



北栄町地域福祉推進
シンボルマーク

北栄町の概要

- ・人口 14,451人 (5,493世帯) ・高齢化率 36.0% *R5.4.1現在
- ・面積 56.94km² (東西約12.5km、南北約9.5km)
- ・自治会 63自治会 (自治会加入率は90%超)
- ・約7割は田畑・山林
- ・農業が盛ん (ブドウ、長いも・ねばりっこ、ラッキョウ、大栄スイカなど)
- ・「名探偵コナン」原作者の出身地

※平成23年4月、福祉事務所を設置

大栄地区 (町の西側)

人口 7,264人 (2,688世帯/38.1%)
小学校1校、中学校1校
自治会 33自治会

北条地区 (町の東側)

人口 7,187人 (2,805世帯/33.7%)
小学校1校、中学校1校
自治会 30自治会



砂丘ぶどう



北条ワイン



らっきょう



青山剛昌ふるさと館



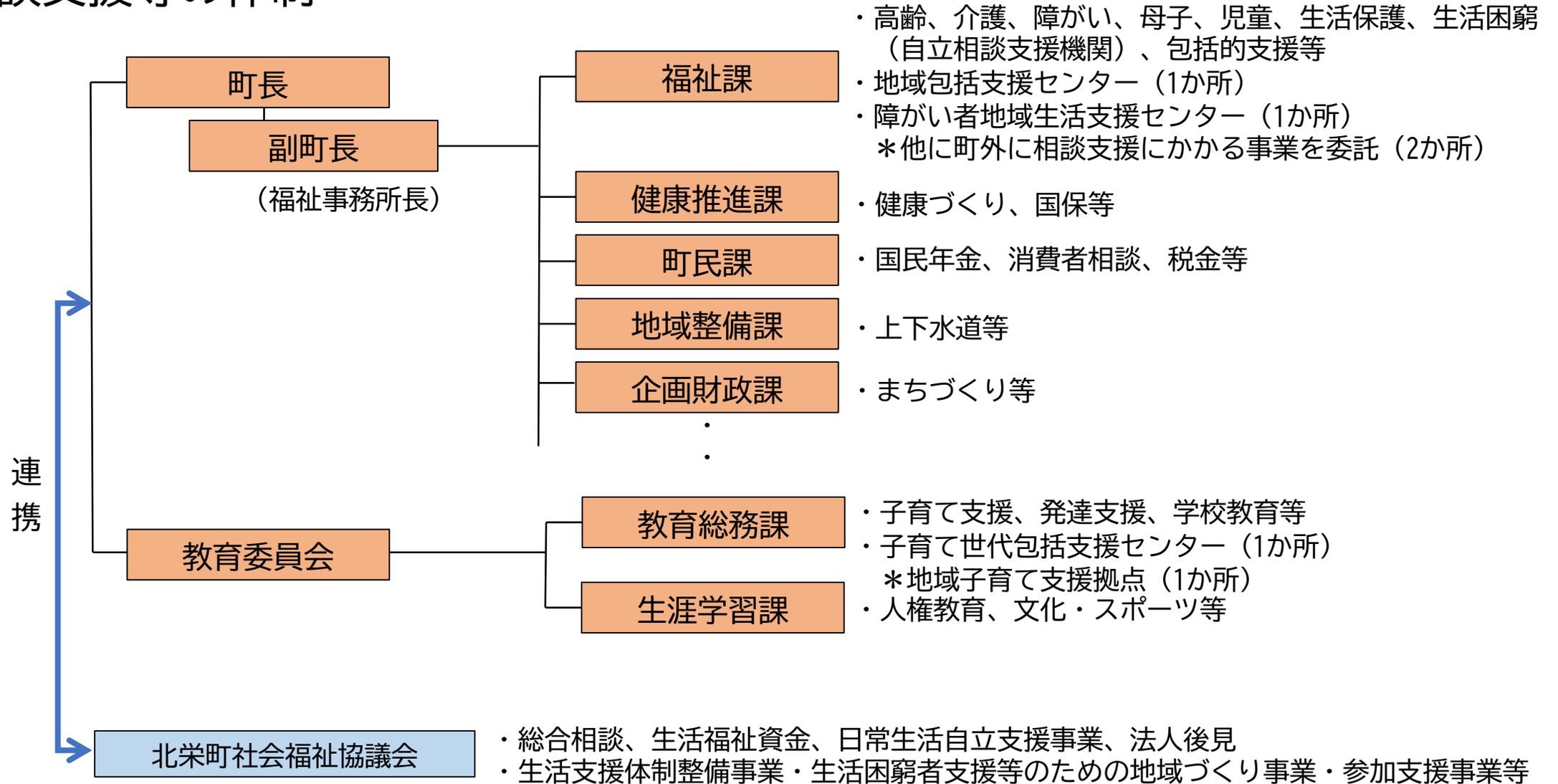
長いも



大栄スイカ

北栄町の庁内体制

相談支援等の体制



包括的な支援体制整備にむけた取組みの経緯

- 平成25年度 支え愛ネットワーク構築事業
(地域づくり事業の前身となった事業。「防災×福祉」の取組み)
- 平成28年度 生活支援体制整備事業 (翌29年度に第2層協議体を設置。助け合い活動の推進強化)
- 平成30年度 モデル事業 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (直営)
相談支援包括化推進員 (1名) を地域包括支援センター内に配置
- 令和元年度 モデル事業 地域力強化推進事業の開始 (直営)
地域福祉推進計画の策定
相談支援包括化推進員を生活困窮担当室内に配置変え
- 令和2年度 モデル事業 地域力強化推進事業 (町社協へ委託)
重層的支援体制整備事業の開始にむけて庁内P Tの設置
- 令和3年度 重層的支援体制整備事業の開始
(多機関協働：直営、アウトリーチ事業：町内5法人、参加支援事業：町社協)
重層的支援体制整備事業実施計画の策定 (計画期間：令和4年度～6年度)

包括的支援体制の構築を目指した背景

■地域ケア会議や日頃の相談の中から

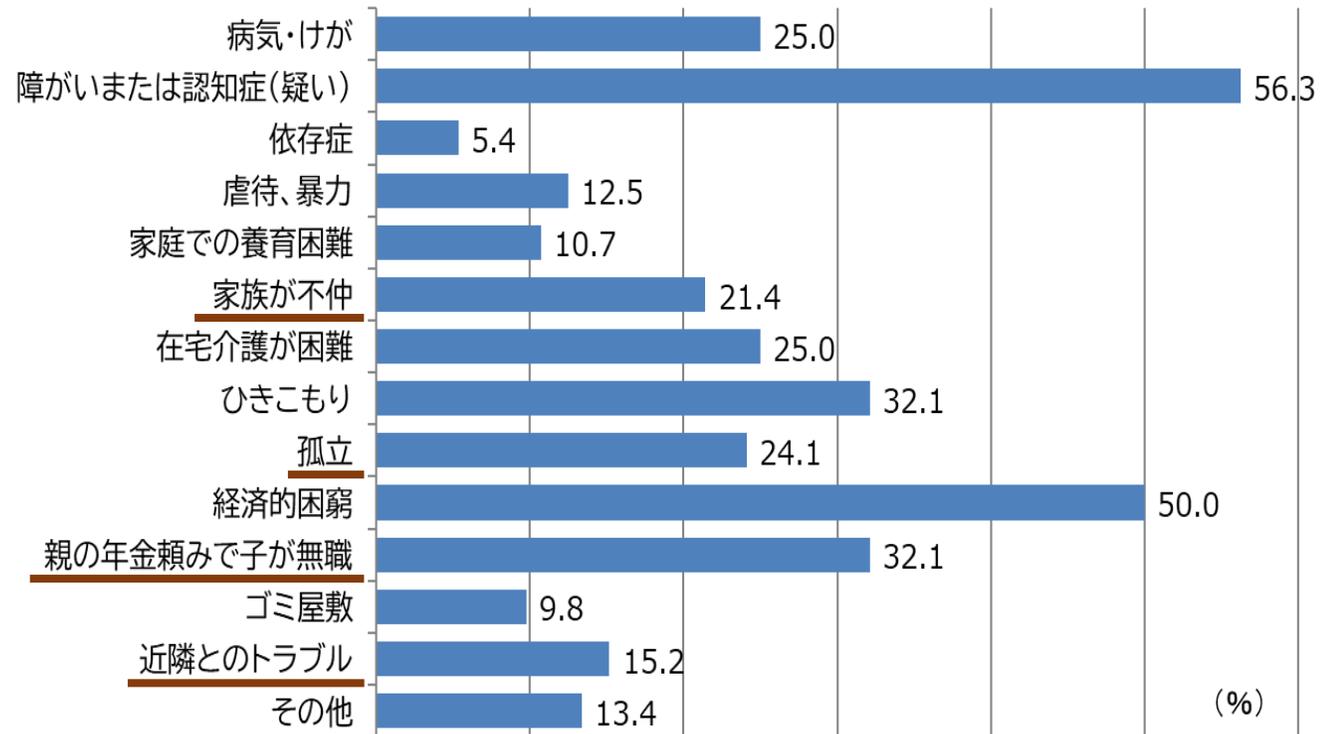
- QOLにつながる活動や参加の場づくり
- 生活に必要な買い物やごみ出し、近隣との付き合いの問題
- 課題が複雑、根深いなど解決困難
- 地域からの孤立
- ごみ屋敷やひきこもり
- 周囲は心配しているが、誰ともつながっていない方
- 制度の狭間や本人の困り感のなさ等で支援につながらない方
- SOSを出せない、出さない、出す先がない方

など

(H30 関係者調査)

複合的課題を抱える世帯：112世帯、ひきこもり状態にある方：54人

- 既存のサービスにつながりにくい
- 単一のセンターだけでは解決が困難
- 本人の意向やペースにあわせて支援が必要



包括的支援体制構築に向けた基本的な考え方

個別の支援

- ①問題発見と解決の仕組み
 - ・福祉的課題のある世帯への「気づき」
 - ・ニーズを漏らさない
 - ・必要な機関へつなぐ
 - ・課題の解決に向けたネットワーク支援
- ②地域との関係性
 - ・個々のニーズに寄り添った支援
 - ・本人と地域（地域資源）とのつながり
- ③既存の相談支援機関のバックアップ
 - ・地域の課題や新たに必要な資源の整理
 - ・質の高い総合的な相談・支援調整

地域支援(地域づくり)

- ①困りごとの発見
 - ・見守りのしくみと気になる世帯への「気づき」
 - ・挨拶や声かけができる地域
- ②解決につながる仕組み
 - ・声かけや相談・情報提供できる地域性
 - ・助け、助け合える関係性
 - ・必要に応じ専門職へつなぐ
- ③地域への支援
 - ・困ったことを相談できる先が明確
 - ・地域課題の整理

一体的
に実施

※個別支援での関わり、地域支援での関わりの両方から「地域生活課題」を発見

北栄町の重層的支援体制整備事業

包括的相談支援事業



多機関協働事業

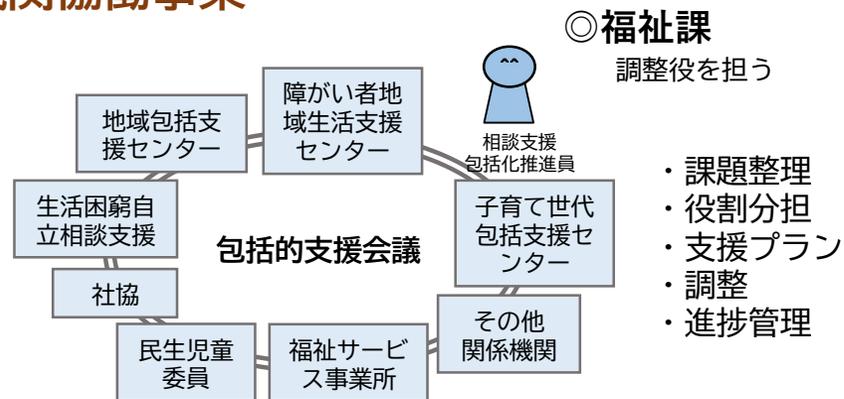
◎各相談支援機関の窓口

属性・世代を問わず相談を受け止め必要な機関等へつなぎ、連携して支援

- 高齢者 (福祉・包括)
- 生活困窮 (福祉課)
- 障がい (福祉課)
- 子ども (教育総務課)

※ 既存の相談窓口の機能を活かす (総合相談窓口は置かず各機関がのりしろをもつ)

ひきこもり・8050・ダブルケアなど複合課題等



地域づくり事業

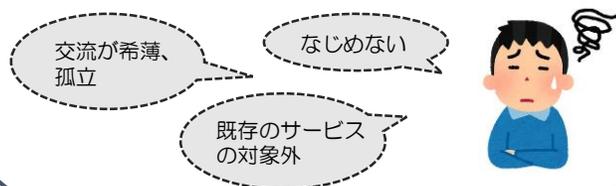
◎分野ごとの地域づくり事業

- 地域介護予防活動支援事業
- 生活支援体制整備事業
- 地域活動支援センター事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

※ その他の地域づくり関係事業とも連携・協働しながら全体として地域づくりの推進

参加支援事業

- つながりづくりに向けた支援
居場所、ボランティア、趣味活動、就労体験などオーダーメイドの参加支援 (参加の場や機会の確保、調整等)
- 委託先：北栄町社協



アウトリーチを通じた継続的支援事業

- 継続的支援
個別ケースに対する継続支援 (訪問等による関係づくり・寄り添い)
- 世帯訪問調査
ニーズを抱える人の早期発見
相談窓口の周知

町内5法人と協働実施
 ・仁厚会 ・誠医会 ・中部福祉会
 ・北栄町社協 ・みのり福祉会

北栄町重層的支援体制整備事業実施計画

北栄町地域福祉推進計画の中に位置づけ

計画期間：令和4年度～令和6年度

①本町としての重層事業の目的

②事業の実施体制・実施内容

- ・ 包括的相談支援事業
- ・ 参加支援事業
- ・ 地域づくり事業
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・ 多機関協働

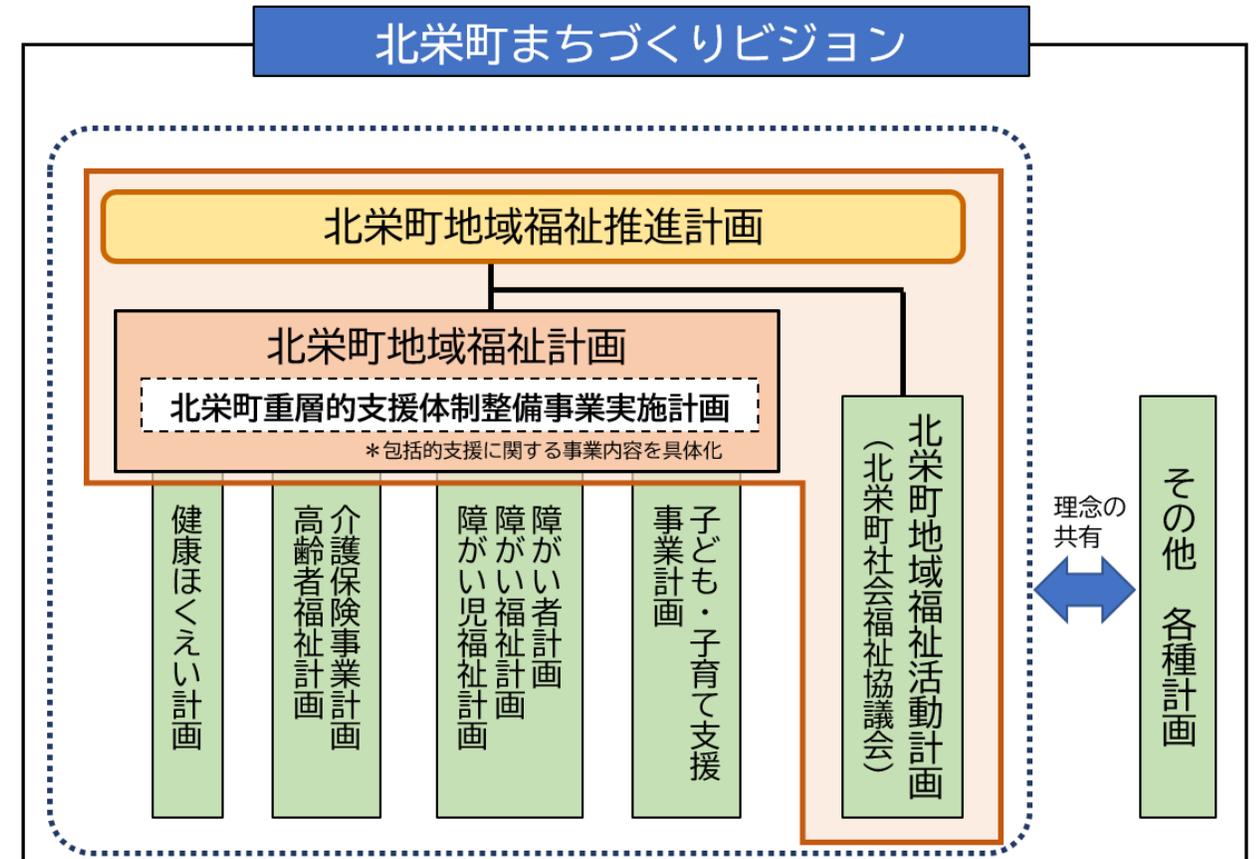
③事業実施に向けた体制構築

- ・ 関係機関等との連携体制
- ・ 相談や支援の環境づくり
- ・ 計画の周知・啓発
- ・ 計画の進捗状況の管理・評価

包括的な相談

参加・つながり

地域づくり



※アクションプラン(単年ごと)は別に作成

包括的な相談支援を行うための取組み

<第1期 重層計画>

①必要な人に福祉的な支援が届くしくみづくり

②生活の課題解決に結びつく支援の実施

多機関が「つながる」しくみの強化

①相談支援包括化推進員の配置

- ・福祉課内に配置（これまでの相談窓口をフル活用）
- ・窓口がはっきりしないものや複合的な課題を抱えるものを担当
- ・対応できていなかった課題への検討を行う

断らない
相談

②包括的支援会議の設置

- ・支援同意の有無にかかわらず柔軟に開催。法にもとづく守秘義務（社会福祉法第106条の6）
- ・世帯の抱える課題の整理→支援方針
- ・対象者を中心にした支援の決定

福祉施策アド
バイザーの
バックアップ

③分野横断的研修の実施

→困窮課題やキーパーソン不在ケースなど、各分野に共通するテーマを設定（事例検討など）

④関係者連絡会「つながる会議」の開催

→お互いの業務や役割を知る、顔の見える関係、めざす方向性を共有・ベクトルあわせ（つなぐシートの配布）

庁内の連携体制の強化

①包括的支援にかかる庁内連絡会の設置

困窮者対策庁内連絡会を発展

- ・連携責任者連絡会（全課長級）
- ・事業担当者連絡会（現在は福祉・教育を中心）

②全職員研修

→「地域共生社会とは」「庁内連携」について全職員対象の研修（つなぐシートの配布）

③個別ケースを通じた連携強化、計画の進捗管理

- ・SSWやネウボラ等の他部署の専門職と新たな対応を協議
→孤立しがちな人、移動課題のある子育て世帯への支援など
- ・地域ケア会議等で出た生活課題を生活支援コーディネーターの取組みや地域づくり事業の取組みに反映
- ・アクションプラン作成を通じ、包括的支援をすすめるための課題や方向性の統一

個別支援
がカギ

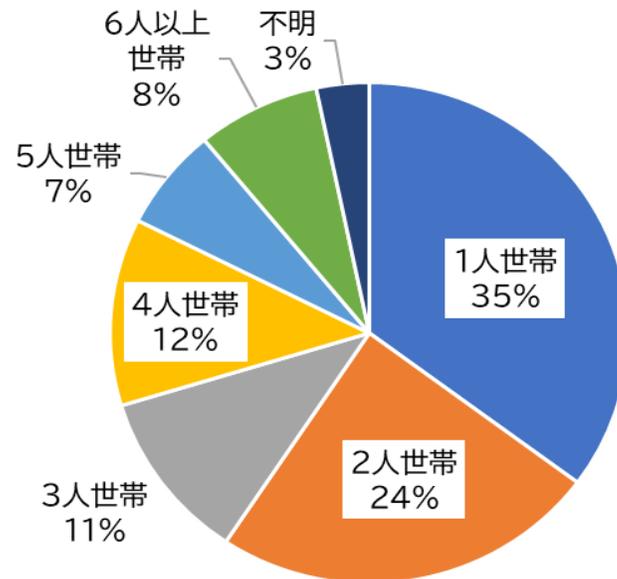
重層事業の相談対応状況

◎ 3年間の相談件数の推移

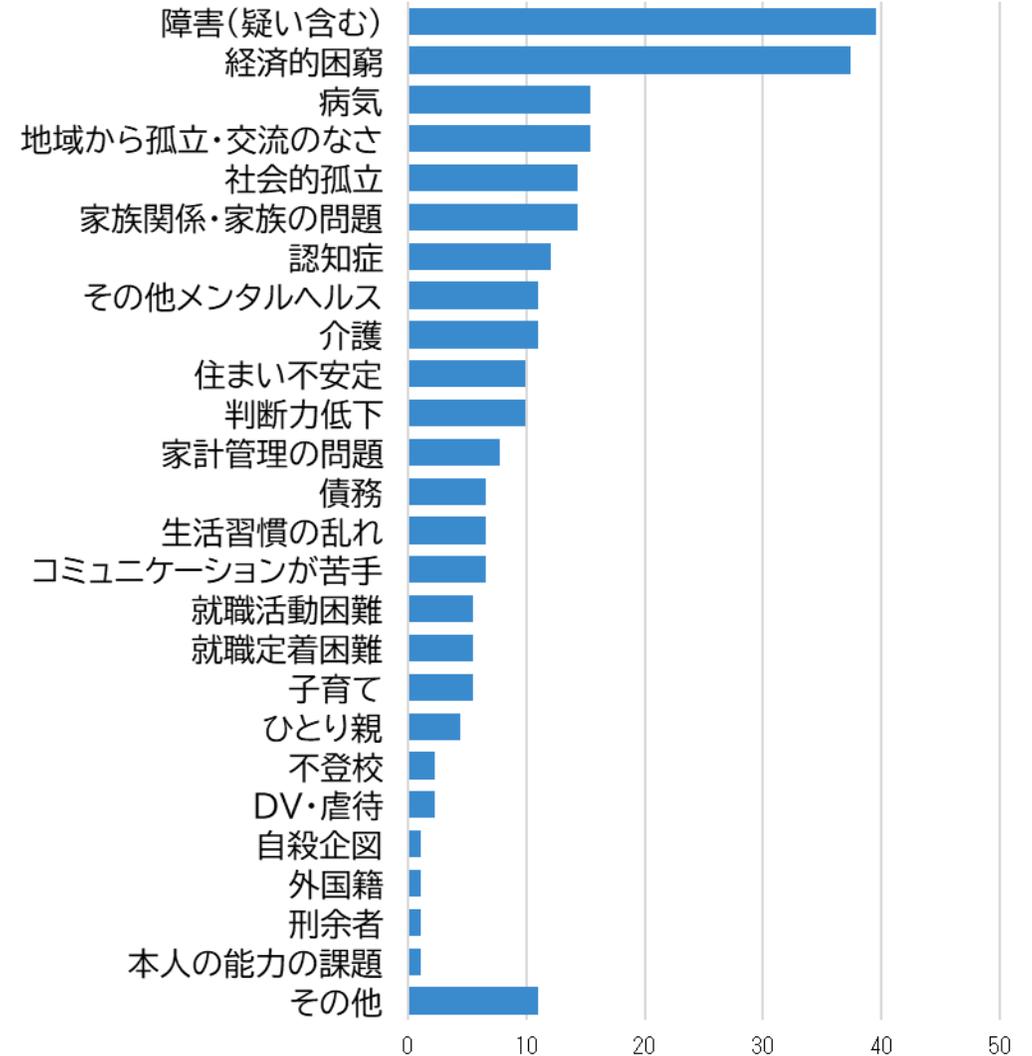
	相談 (実人数)	相談 (延べ)	支援会議
令和3年度	20	159	33
令和4年度	41	245	51
令和5年度（～9月）	21	155	22

※9割以上が関係機関からの相談

◎対応世帯の世帯人員



◎相談者の課題と特性 (N=91)



相談支援から地域づくり事業へ

町内関係法人との協力体制

①アウトリーチ事業（町内5法人との協働実施）

- ・各法人の強みや地域とのつながりを活かす
- ・複数の立場や経験・視点を活かす
- ・地域課題を皆で共有

町内でみんな
で取組む

法人として
もっと出かけ
ていきたい

地域のこと
を知る機会
になった

②世帯訪問調査の実施

- ・全世帯を順次訪問
- ・相談窓口の周知
- ・自治会長、民生委員にヒアリングし、気になる世帯の把握
- ・必要な支援につながっていない人の把握、つなぎ

住環境や生活環
境、困りごと
の確認



「多様な参加」
に向けた新たな
取組みの開始

③精神科のある医療法人との新規取組みの検討

- ・精神科領域の専門職によるアウトリーチ訪問
- ・受診につながっていない人、受診中断している人への訪問
- ・見立てやつなぎ、支援チームへの助言等

地域での取組みの推進

①地域づくり推進フォーラム

- ・地域づくり推進すごろくの作成・配布



住民の皆さん
と手作りの
寸劇

②よっしゃやらあ会（第2層協議体）の活動推進

- ・住民ワークショップの開催
- ・地域課題の洗い出し（地域の強み・課題・必要な取組の整理）と取組みの検討

③支え愛連絡会の開催（自治会単位）

- ・気になる人の情報交換
- ・見守り活動の推進



④地域での活動の場、機会づくり

- ・参加の場として、図書館のボランティアや農家さんでの作業体験
- ・共助交通の立ち上げ・伴走支援
- ・地域包括支援センターと連携し「終活講座」「夏休み体験教室」開催
- ・地元高校生とサロンのない自治会で出前サロン
- ・食を通じた交流・PFについて検討



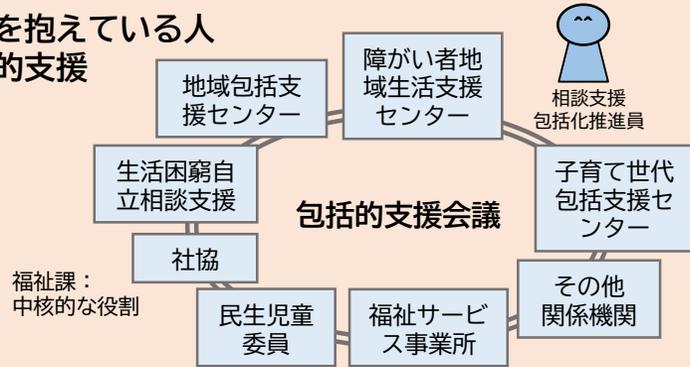
北栄町における包括的支援の取組みイメージ（全体像）

「みんなで支えあい えがおで 共に暮らすまち 北栄町」（北栄町地域福祉推進計画）

< 重層的支援事業の実施目的：①必要な人に福祉的な支援が届くしくみづくり ②生活の課題解決に結びつく包括的な支援の実施 >

町全域

困りごとを抱えている人への包括的支援



庁内連携

事業担当者連絡会
(庁内PTを発展)

庁内連携（副町長トップ）

連携責任者連絡会
(課長級)



小・中学校区

地域の困りごとを皆で考えるしくみづくり



【地域課題への対応】

- ・共助交通などの移動支援
- ・誰でも集える場づくり
- ・男性の居場所づくり
- ・ボランティア活動の促進
- ・地元高校生と連携した地域課題解決の取組み
- ・あったかまごころサービスの充実
- ・各種サポーター養成



(検討課題)

- ・ひきこもりの方の居場所づくり
- ・就労体験（企業・農業）
- ・既存施設の活用
- ・福祉施設の空きスペース活用
- ・空き家の活用

※企業・農家・福祉施設など多様な主体と協働し受入先を確保
※各種専門職や既存の実施事業と連携・協働した取組みの推進



自治会（63自治会）

身近な地域で助け、助けられる関係づくり



※自治会単位で「支え愛連絡会」などの支え愛活動の推進



気になる人、困りごとを抱えている人の発見

(ひとり暮らし、認知症、孤立ぎみなど)

- ・見守り（愛の輪活動の推進）
- ・ちょっとしたお手伝い
- ・困りごとの相談やつなぎ
- ・サロンなどへの声かけ
- ・日頃の声かけ

